

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民局総務部住民情報担当（住民情報グループ）、市民局総務部住民情報担当（住民情報サービスグループ）、 北区役所戸籍登録課（登録グループ）、都島区役所窓口サービス課（住民情報グループ）、福島区役所窓口サービス課（住民登録グループ）、此花区役所窓口サービス課（住民情報グループ）、中央区役所窓口サービス課（住民登録・戸籍グループ）、西区役所窓口サービス課（住民登録グループ）、港区役所窓口サービス課（住民情報グループ）、大正区役所窓口サービス課（住民登録グループ）、天王寺区役所窓口サービス課（住民登録・総合受付グループ）、浪速区役所窓口サービス課（住民登録グループ）、西淀川区役所窓口サービス課（住民情報グループ）、淀川区役所窓口サービス課（住民登録グループ）、東淀川区役所窓口サービス課（住民登録グループ）、東成区役所窓口サービス課、生野区役所窓口サービス課、旭区役所窓口サービス課（住民登録グループ）、城東区役所窓口サービス課（住民情報グループ）、鶴見区役所窓口サービス課（住民登録グループ）、阿倍野区役所窓口サービス課（住民登録グループ）、住之江区役所窓口サービス課（住民登録グループ）、住吉区役所住民情報課（住民登録グループ）、東住吉区役所窓口サービス課（住民情報グループ）、平野区役所住民情報課（住民登録グループ）、西成区役所窓口サービス課（住民登録グループ）	
個人情報ファイルの利用目的	1 住民の居住関係の公証等、住民に関する正確、統一的な記録の整備 2 印鑑登録申請者 3 就学児童・生徒への適正な就学指導	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 世帯主の氏名及び世帯主との続柄、5 本籍・筆頭者の氏名又は国籍・在留資格等、6 住所、7 個人番号 ほか住民基本台帳法等に規定のとおり	
記録範囲	住民	
記録情報の収集方法	本人（代理人含む）からの届出、出入国管理在留庁からの通知及び職権による記載	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構、他市区町村、行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、 詳しくは、所管部署にお問合せください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法第14条等により、訂正等を受け付ける。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)  <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備 考	-